

《返戻金制度に関する事項》

■ 求人者の方が弊社に対して紹介手数料をお支払いになった場合、採用決定者の自己都合による退職または採用決定者の重大な過失を原因とする解雇によって雇用契約が終了したものについて、弊社は求人者の方に対し、紹介手数料を次のとおり返還いたします。

勤務開始後 1 か月以内に雇用契約が終了した場合	紹介手数料の 100%
勤務開始後 3 か月以内に雇用契約が終了した場合	紹介手数料の 50%